

「内なる差別性」の気づき、伝える教訓

「(日本における)女性弁護士の割合は全体の19%(2020年日弁連調べ)。5人に一人程度と少ないですが、この弁護士では約半数が女性で、かつ全員がエース級の活躍をしてくださいました」。愛知弁護団の表明玉事務局長はそう語りながら、同弁護団のもう一つに特徴に、女性の活躍をあげた。実際、愛知では朝鮮高校に対する不指定処分の理由が「省令ハ」の削除だという原告の主張を裁判所に認めさせるなど、約半数を占める女性弁護士たちが八面六臂の活躍をみせた。他方で、かのじょたちが「内なる差別性」に向き合う過程で抱いたさまざまな気づきは、裁判が終結したいま、いっそう重要な教訓を伝えている。

刷り込まれた偏見

矢崎暁子弁護士

2012年1月に愛知弁護団に加入した矢崎暁子弁護士は、司法修習生時代の指導担当の影響から高校無償化制度と朝鮮学校を取り巻く問題を知ることになった。約2ヵ月、実務経験を積む法律事務所での修習期間、かのじょの指導担当となったのが東京弁護団の一員だった松原拓郎弁護士。当時は高校無償化法が成立し、各地で朝鮮高校への適用を求める運動が起こっていた時期だったこともあり、「東京での関連集會に松原先生が弁護団として登壇するので見に行ったりもした」という。一方でこの頃、朝鮮大学校法律学科の講師として、同学科から法科大学院への進学を目指す学生たちを対象にゼミを持っていた松原弁護士から「朝大で授業があるから一緒に行くか」と話を持ち掛けられたという。「最初に話があったとき『ドキッとした』んです。朝鮮大学校って何、と。けど同時に、自分がそう感じたのはなぜだろうと考えると、私自身、朝鮮というものに偏見を持っていると分かって。それがすごくショックで、だったらなおのこと行かなくてはと思った」(矢崎弁護士) 矢崎弁護士は、後日、松原弁護士について初めて朝大キャンパスを訪ねることに。それから朝大生たちと接する過程で、自身が心の奥底に閉まっていたとある記憶を思い出すことになる。朝大生たちの小論文の指導を手伝っていたときのこと、なぜ弁護士を目指すのか志望動機を問う矢崎弁護士に対し、かれらは「在日同胞社会を守るため」だと答えたという。

「その時なんとなく、かれらの言うそれがマイノリティの自分たちを守るコミュニティなんだと感じて、私は今まで何も知らずに生きてきたなと思った。ところが、ちょっと待てよとなって…」(矢崎弁護士) それは同氏の学生時代に遡る。ある日のホームルームの時間、同級生が「皆に嘘をついていたことがあります、実は私は日本人じゃないんです」とカミングアウトし、クラスメートを前に「今まで騙してごめんなさい。これからも友だちでいてください」と泣きながら語ったのだ。私、知らなかったわけじゃないじゃん」。朝大生の話聞き、「大事なことを見過ごしてしまった」当時の光景が思い浮かんだという矢崎弁護士。同氏はそれ以降、自身が「マジョリティとして差別に加担してきたことに決着をつけたい」という思いから、弁護士となった際には「必ず弁護団に入ろうと心に決めた」。その後、縁もあってか弁護士になってすぐの就職先が、表弁護士が所属する法律事務所だったことから、愛知弁護団に加入。弁護団では主に、朝鮮学校への差別を正当化する前提として「北朝鮮嫌悪」のバイアスが存在することを指摘したうえで、それと一線を画した裁判であるべきだという主張を展開した。矢崎弁護士は当時を振り返り「報道や国会での発言など朝鮮への嫌悪感情が大っぴらに表れた例を取り上げ、それに対しマジョリティはなんの問題意識を持たずに見過ごしている、その価値観が蔓延した社会で人々の物の見方が歪められていることを念頭において、という趣旨の書面を書いた」と述べながら「私のなかに当初あった偏見がこうしてつくられてきたと改めて気づき、その根深さを感じた」と語った。

同じじゃない、違うからこそ 中島万里弁護士

朝鮮高校を不指定処分にした真の理由は、紛れもない「省令ハ」の削除、裁判所にそう認めさせた主張の書面化に関わった中島万里弁護士。同氏は2012年末、偶然にも司法修習前の研修で矢崎弁護士に指導を受け、当時提訴前だった原告の保護者と有志の弁護士が集まり打ち合わせをする場に同席した。それが「初めて高校無償化の問題を知るきっかけだった」。

それから朝鮮学校の問題に関心を持ち、翌年には、修習生の有志が集まり行う勉強会「7月集会」で高校無償化から朝鮮高校が除外されている問題を取り上げたいと提案した。「その時、同期の金星姫弁護士と出会い、同じような思いを抱いていることを知って。二人で意気投合して、勉強会の講師に田中宏教授と裊先生をお招きした」。それが縁となり、弁護士登録してすぐの2014年に愛知弁護団に加入。弁護団に入り、高校無償化問題の論点を整理するなかで、中島弁護士は担当した原告たちの思いに触れ「自身の内なる差別性に気づく」経験をするようになる。

無償化裁判で中島弁護士が担当した原告は2人。かれらがあるとき、口をそろえるように「朝高生と日本の高校生を差別してはいけないのは、双方が同じだからではない」と言ったという。

当時を振り返り中島弁護士はこう語る。「先生と自分たちは同じじゃないと言われて、最初はいや同じだよねと思った。日本の学校だって、朝鮮学校だって、同じ年代の子が勉強に勤しんで、スポーツをして楽しく学校生活を過ごして…同じ子どもたちだから差別してはダメというありがちな考え。けどそこから原告たちが何を言おうとしているのか、意味を考えるようになった。そうすると2人が言おうとしているのはもっと本質的な問題なんじゃないかなと感じて。人は同じだから差別してはいけないのではなくて、違うからこそ公正に扱われなければならないという答えにたどり着きました」。他方で、弁護団で活動していた時期に偶然、被差別体験をしたという同氏。「ある日の朝、駅のホームに立っていたら、酔っばらった男性がペットボトルを振り回しながら近寄ってきていきなり『お前朝鮮人だろ?』と言ってきた」。その男性は、中島弁護士が自分の前に割り込みしたと決めつけ、容姿に関する暴言を吐き、拳句の果てには『朝鮮人だから割り込みするんだろ?』と叫んで私を線路に突き落とそうとした。「原告たちは日常的にこんなことに晒されている。私は在日朝鮮人でなくても、そうだと思われて暴力をふるわれた。そういうことが平気で起きてしまう社会になっている」。かのじよの脳裏には、「ホーム上にはたくさん人がいたのに誰も助けてくれない」という失望とともに、担当する原告たちの顔が浮かんだ。自身の「内なる差別性」へ向きあえば向き合うほど、中島弁護士には「加害の背景を持つ日本社会のマジョリティであることを忘れた」人々の言動が克服すべき課題として映った。「原告たちは様々な場面で『皆同じ夢をもって頑張っている学生なのになぜ差別するんだろう?』『日本人も応援してるよ。朝鮮学校の皆さん頑張ってるね』という言葉を目にし、言い表せない違和感を抱いたのではないか。この事件の原告は朝鮮高校の卒業生だが、問題の本当の当事者は私たち日本人だと思っている」。

「出会い」がくれた勇気 青木有加弁護士

一審の終盤に差し掛かっていた2017年1月、青木有加弁護士は矢崎弁護士に弁護団に参加する意思を伝え、その後正式に愛知弁護団へ加入した。これまで、離婚問題など日常で起きる事件をメインに弁護士活動をしようと考えていた青木弁護士だが、「大切な出会い」との巡り合いによって、無償化裁判に参加することの意味を大きく見出していった。その一つが、後に弁護団の仲間となる同期の金銘愛弁護士との出会いだった。「初めて銘愛さんと会って話した時、彼女が朝鮮学校の出身だということや、朝鮮を祖国とよぶ彼女の祖国観に触れて。それまで私のなかでは在日朝鮮人同士で分断があるなんてイメージもしていなくて、すべてひっくり返して『在日』というイメージだったからびっくりした」。それから同様の問題意識を持っていた二人は、ヘイトスピーチに関する勉

強会に参加するなど時間を共にし、徐々に親睦を深めていった。

青木弁護士が弁護士活動を始めた2015年は、当時の安倍政権が、集団的自衛権の行使を容認した安全保障関連法制を強行するなど、日本が戦争のできる国づくりへと踏み出した年。ある日、矢崎弁護士とその話題になり、「戦争と聞いて日本人は自分たちの加害責任を全くイメージしていないのでは」と危機感を抱いたという。その際、ふと青木弁護士が思い出したのが「日本の侵略戦争や在日朝鮮人の問題」だ。「(日本人に)加害責任に対する自覚がないという話になったときに、高校の同級生や銘愛さんのことが浮かんで。一方でその人たちがヘイトスピーチなど誹謗中傷の標的になっている現実があって、一体私は何をしているのだろうと思った。攻撃に対して解消しようと立ち上がっている人がいるなら、私もできることをしないと、差別に加担することになると急に思い始めた」。それから青木弁護士は、朝鮮高校の無償化訴訟をはじめ戦後補償の問題、人種差別解消のための取り組みなどに注力しはじめた。

「無償化訴訟は、100何十年前から続く日本による朝鮮半島への攻撃や支配の歴史の問題。関わる人や主義主張は違えど、戦後補償と関連する裁判も私にとっては同じ意味をもつことだった」。

また2019年にはハングル検定4級に合格した青木弁護士。そもそもハングル検定を受けようと思ったのは「無償化訴訟の影響が大きかった」という。「愛知中高を初めて訪ねたとき、生徒さんたちが朝鮮語で喋っていて、当たり前だけど全くわからなくて。それ以降、少し理解するとかではなくて、学ばなきゃいけないという思いが芽生えた…昔日本人が奪った朝鮮の言葉を日本人である自分が勉強し習得したうえで、朝鮮人たちとコミュニケーションをすることに意味がある」。

青木弁護士が思う加害者としての責任だったのだろうか。それを聞いた妻弁護士が驚く様子を見て、胸がまた苦しくなったという。「私が勉強するといったとき、びっくりされていて。それは逆に言えばそんな人はあまり居ないということなわけで。私のなかでは極めて自然な流れだった。戦後補償問題の解決を考えると、日本人である自分がそこに参加することが何よりも大事だと思っている」。



裁判官らに対し、法と憲法に則る判決と、その前提となる在日朝鮮人や朝鮮学校の歴史を学び、朝鮮人への蔑視観や「北朝鮮嫌悪」に基づく「内なる差別性」に真正面から向き合うことを一貫して求めてきた愛知弁護団。これこそが弁護団のメンバーたちが、痛みを伴いながら共に考え、導きだした「日本社会と在日朝鮮人」をとりまく「課題」であった。

愛知では昨年11月の総括集会を機に、無償化訴訟をめぐる闘争は終結した。そして同時に、司法が見て見ぬふりをした「課題」を克服するための新たな運動のステージへと踏み出した。

※

※

「高校無償化」制度と朝鮮高校除外

～通称・「高校無償化」制度。正式名称は「高校授業料無償化・就学支援金支給制度」。民主党政権の目玉政策として2010年度にスタートした同制度は、高校無償化法（高等学校等就学支援金の支給に関する法律）に基づき、授業料の低減を目的に公立高校の授業料を無償化、また私立高校（外国人学校含む）には就学支援金を支給する制度だ。当初、朝鮮高校は無償化の対象に含まれていたが、中井拉致担当相（当時）の除外要請など一部国会議員らの横やりにより、朝鮮高校を無償化対象にするか否かを判断するため、検討会議が発足される（2010年5月）。その後、同年11月23日の延坪島砲撃事件を機に、審査は凍結（2010年11月）され、審査再開（2011年8月）後も結論が出ないまま、自民党政権に移行した。2012年末、文科省は無償化対象から朝鮮高校を外す方針を表明。翌13年2月20日付で、文部科学省令の改悪により、朝鮮高校の無償化適用根拠となる規定を削除し、制度の対象外となったことが各地の朝高に通知された。